

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	✕
	特別選抜	✕

科目	特別支援教育
対象	特別支援教育高度化プログラム

受験番号					

問題Ⅰ 特別支援学校の目的，対象，学部，設置義務，及び，センター的機能（センターとしての機能）について日本語で説明しなさい。また，特別支援学校の就学制度について，「最大限尊重」，「総合的判断」，「就学時健康診断」，及び，「認定」という単語をすべて使用して，日本語で説明しなさい。なお，解答欄が不足する場合は，裏面を使用してよい。

【解答欄】

<解答のポイント>

以下の点などに触れて，論理的かつ的確な説明がなされていること。

- ・ 指定されたキーワードをすべて使用していること。
- ・ 特別支援学校の目的や機能等について，学校教育法（第七十二条，第七十四条，第八十条など）や関連する根拠規定。
- ・ 就学制度について，学校教育法施行令，同施行規則や，学校保健安全法（第十一条，第十二条等）や関連する法令。
- ・ 本人・保護者との学校，教育委員会等の丁寧な合意形成が重要となること，合理的配慮の提供や基礎的環境整備などに言及してもよい。

試験区分	一般選抜	○	科目	特別支援教育	<table><tr><td colspan="6">受験番号</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	受験番号											
	受験番号																
	現職教員選抜	○															
	外国人留学生等選抜	○															
派遣教員選抜	✕																
特別選抜	✕	対象	特別支援教育高度化プログラム														

問題Ⅱ 以下のすべての用語について日本語で説明せよ。 なお、解答欄が不足する場合は、裏面を使用してよい。

- (1) 特別支援学級
- (2) 小・中学校等における特別支援教育コーディネーター
- (3) 各教科等を合わせた指導
- (4) 特別支援学校における交流及び共同学習

【解答欄】

<解答のポイント>

以下の点などに触れて、論理的かつ的確な説明がなされていること。

- (1) 特別支援学級
 - ・学級設置や対象となる障害種別等についての根拠となる法令。
 - ・教育課程編成上の規定や、「特別の教育課程」の特徴。
 - ・特別支援学級の設置状況や社会情勢等をふまえた今日的な課題に言及してもよい。
- (2) 小・中学校等における特別支援教育コーディネーター
 - ・校長の指名による役割であることや、校内外の連携，調整等の具体的な役割，機能について。
 - ・保護者や関係機関に対する学校の窓口としての役割を担うことなどについて。
 - ・関連する学校（特別支援学校等）や医療，福祉等の関係機関との連絡調整を担うことについて。
 - ・小・中学校等における特別支援教育コーディネーターについての出題であることをふまえ，特別支援学校との差異に言及してもよい。
- (3) 各教科等を合わせた指導
 - ・教育課程編成上の根拠（学校教育法施行規則第一三〇条等）。
 - ・対象となる（なりうる）校種や学習者の実態，特性について。
 - ・特別支援学校学習指導要領解説に示されている，参考となる指導の形態について。
 - ・具体的な指導事例に言及してもよい。
- (4) 特別支援学校における交流及び共同学習
 - ・「交流及び共同学習」の意義，ねらいや趣旨等について。
 - ・特別支援学校の特徴や現状をふまえた学習の展開について。
 - ・「心のバリアフリー」学習推進会議や，文部科学省『交流及び共同学習ガイド』等の内容に言及してもよい。

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	✕
	特別選抜	✕

科目	特別支援教育
対象	特別支援教育高度化プログラム

受験番号					

問題Ⅲ 特別支援教育においてよく用いられる心理アセスメント（知能検査，発達検査，言語検査等）を1つ取り上げ，その概要を説明するとともに，このような心理アセスメントの活用にあたり留意すべき点について日本語で論述せよ。

なお，解答欄が不足する場合は，裏面を使用してよい。

【解答欄】

＜解答のポイント＞

以下の点などに触れて，論理的な説明がなされていること。

- ・心理アセスメントの概要について適切に説明していること。
 - ・心理アセスメントの活用にあたり留意すべき点について，以下のような観点から具体的に述べていること。
- (1)

アセスメントを行う際に，検査の目的，特徴，適用範囲，信頼性等を考慮したうえで検査を選択するなど。
- (2)

検査の実施にあたっては，手引きを十分に理解したうえで充実に実施する，被験者とラポートを取る，静かな環境で実施するなど。
- (3)

結果の解釈においては，検査時の行動観察などから得られた情報や，検査以外の情報やエピソードも勘案して進める，複数の検査を実施した場合はいくつかの検査結果を比較検討するなど，多面的・総合的に理解，解釈していくことなど。
- (4)

個別の指導計画の作成のために重要な情報としてアセスメントを活用していくことなど。

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	✕
	特別選抜	✕

科目	特別支援教育
対象	特別支援教育高度化プログラム

受験番号					

問題Ⅳ 以下のすべての用語について日本語で説明せよ。 なお、解答欄が不足する場合は、裏面を使用してよい。

- (1) 実行機能 (2) ウェルニッケ野 (3) 感覚過敏 (4) 共同注意

【解答欄】

<解答のポイント>

以下の点などに触れて、論理的かつ的確な説明がなされていること。

- (1) 実行機能

目標に向けて行為を遂行していくための心的構えを維持する機能のこと。反応の抑制，必要な情報の保持，情報の更新，切り替えなどからなる。実行機能は日常生活の遂行に直接関係する。知能が高いのに身辺処理等ができないことなどは実行機能の障害によると考えられるなど。

- (2) ウェルニッケ野

人の脳の左側頭葉に位置しており，言葉を理解する働きを行う部分であり，感覚性言語野とも呼ばれている。この部分が損傷を受けると感覚性失語（ウェルニッケ失語）が生じ，話し言葉や書き言葉の理解が困難になる。よどみなく話したり書いたりすることはできるが，つじつまが合わなかったり意味不明な言葉になるなど。

- (3) 感覚過敏

聴覚，視覚，嗅覚，触覚などの感覚が過剰に敏感になっていて，日常生活に困難さがある状態のことをいう。DSM-5では，自閉スペクトラム症の特性の1つとして感覚過敏や感覚鈍麻が挙げられているなど。

- (4) 共同注意

他者が注意を向けている対象に自分の注意を向けたり，自分が向けている注意の対象に他者の注意を向けさせたりすることなど，注意の対象すなわち話題を他者と共有する活動を共同注意といい，他者の意図理解に関係し言語発達にとって重要な心理機能である。定型発達児では生後9ヶ月頃から見られ16ヶ月頃に完成するなど。